

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)  
令和4年2月16日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100401号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2100028号

## 第1 結論

平成11年1月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和51年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年1月から同年8月まで

請求期間については、当時の配偶者が仕事を辞めたため、私がA市役所で二人分の国民年金の加入手続きを行い、郵送で届いた納付書で毎月国民年金保険料(以下「保険料」という。)を納付していたにもかかわらず、国民年金の納付記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、当時の配偶者が仕事を辞めたため、請求期間にA市役所の窓口へ国民年金の加入手続きに行き、郵送で届いた納付書を使って、毎月、A市役所の窓口又はB銀行の同市役所内窓口において保険料を納付した旨陳述している。

しかしながら、A市役所から提出された請求者の請求期間に係る国民年金の納付状況の記録は未納となっており、当該記録はオンライン記録と符合している。

また、オンライン記録によると、平成12年5月25日付けの処理で、平成10年11月1日から平成11年1月30日までの期間が国民年金第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)から国民年金第3号被保険者(以下「第3号被保険者」という。)に変更された上で、請求期間が第1号被保険者と記録され、さらに平成11年9月1日から第3号被保険者となったことが記録されており、請求期間に国民年金の加入手続きを行ったとする請求者の主張と符合しない。

さらに、請求者は、当時の配偶者の国民年金も一緒に加入手続きを行い、二人分の保険料を毎月納付していた旨主張しているが、請求期間に係る当時の配偶者のオンライン記録からは、請求者の請求期間に係る保険料の納付についてうかがうことはできない。

加えて、請求者が請求期間に係る保険料を納付したとするB銀行は、請求期間当時の記録は残っていない旨の陳述をしている上、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったが、請求者に対し、請求期間当時に別の基礎年金番号が付番された形跡は見当たらない。

また、請求期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、年金記録における

事務処理の機械化が一層促進され、記録管理の強化が図られた時期であることを踏まえると、請求期間に係る保険料の納付について、年金記録の過誤は考え難い。

なお、請求者から提出された年金手帳には、請求期間以外の第1号被保険者期間においては、A市の角印及び被保険者の種別について第1号被保険者であることを示す記載が確認できるものの、請求期間については、同市の角印は見当たらず、被保険者種別欄についても種別が選択された記載は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。